

健長第813号
平成28年10月5日

各居宅サービス事業所の管理者 様
各居宅介護支援事業所の管理者 様

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の
取扱いについて

このことについて、厚生労働省老健局振興課から別添のとおり通知がありましたので、取り扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、確定申告に関することは、最寄りの税務署又は市町村税務担当課にお問い合わせください。